第６部　いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第６部－第２　子育て支援の充実

Ⅰ　まちづくり指標

行　政　指　標	計画策定時の状況（平成 22 年度）	前期実績値（平成 26 年度）	中期目標値（平成 30 年度）	目標値（平成 34 年度）
保育園待機児童の解消	243 人	179 人	0人	0人

保育園の待機児童数を示す指標です。民間認可保育園や小規模保育施設等の開設支援、市立保育園の弾力運用等により、平成 26 年4月1日現在で 179 人の待機児童をなくすことをめざします。

協　働　指　標	計画策定時の状況（平成 22 年度）	前期実績値（平成 26 年度）	中期目標値（平成 30 年度）	目標値（平成 34 年度）
市内の保育施設における保育定員数	2,491 人	3,122 人	3,550 人	3,550 人

市内の保育園・認証保育所・家庭的保育事業者等すべての保育施設における保育定員数を示す指標です。さまざまな施策を組み合わせて、学齢期前人口動向も注視しつつ保育ニーズに対応した定員拡充をめざします。

Ⅱ　施策・主な事業の体系

◎:主要事業　※:推進事業

１　計画等の推進

(1)「子育て支援ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進	※ ①「子育て支援ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進

２　地域のすべての子育て家庭の支援

(1)総合的な子育て支援サービスの展開	◎ ①子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討
	◎ ②子ども発達支援センター（仮称）の開設と機能の充実（「第５部−第３　障がい者福祉の充実」参照）
	※ ③子育て相談機能の充実（「第６部−第１　子どもの人権の尊重」参照）
	※ ④子どもの虐待予防・早期発見と心のケア（「第６部−第１　子どもの人権の尊重」参照）
(2)地域子ども・子育て支援事業の充実	◎ ①利用者支援事業の実施
	◎ ②保育所地域開放事業の充実
	※ ③親子ひろば事業の充実
	④一時保育、緊急保育、子どもショートステイ事業等の拡充
	⑤育児支援ヘルパー事業の充実
(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	①企業の子育て支援への働きかけ
	②男性の育児参加支援
	③三世代交流事業の推進
(4)子育て世帯への経済的な支援	①児童手当の支給

３　待機児童解消への取り組みと幼児期の学校教育・保育の充実

(1)待機児童解消への取り組み	◎ ①民間認可保育所、小規模保育施設の開設支援
	※ ②家庭的保育事業者（保育ママ）の拡充
	※ ③市立保育園等における定員の弾力運用
	④事業所内保育施設等の開設支援
	⑤私立幼稚園の保育機能の充実と保育施設との連携の検討

(2)幼児教育の充実	◎ ①幼児教育の充実と子ども・子育て支援新制度の円滑な推進
	◎ ②三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの策定
	※ ③私立幼稚園、認定こども園による子育て支援事業への支援の検討
(3)保育サービスの充実	◎ ①地域における人財の育成 (「第6部−第1　子どもの人権の尊重」参照)
	②保育の質の確保及び向上
	③セーフティーネット機能の確保
	④延長保育、病児・病後児支援事業等の充実
	⑤働き方に即した保育サービスの充実
	⑥障がい児保育の充実
	⑦保育園・ハピネスセンターと小・中・高校生及び高齢者・障がい者等との交流
	⑧第三者評価によるサービス評価の実施
(4)民間保育所等への支援	①民間保育所等への支援
	②認可外保育施設利用者への助成制度の実施
(5)効率的な保育園の運営	◎ ①公私連携型の運営形態を活用した民設民営保育園への移行
	②公設民営保育園の運営の充実
(6)財源の確保と費用負担のあり方の検討	※ ①適正な受益者負担のあり方の検討

4　児童青少年の健全育成と子どもたちの居場所づくり

(1)学校等を活用した居場所づくり	◎ ①子どもの安全安心な活動拠点としての地域開放の推進 (「第6部−第4　安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	◎ ②地域子どもクラブ事業の充実 (「第6部−第4　安全で開かれた学校環境の整備」参照)
	◎ ③学童保育所、児童館等の放課後の居場所の充実 (「第6部−第4　安全で開かれた学校環境の整備」参照)
(2)学童保育所の充実	◎ ①学童保育所の整備と効率的な運営の検討
	◎ ②障がい児受け入れ人数等の拡充の検討
(3)児童館の充実及び機能強化	◎ ①多世代交流拠点、中高生の居場所としての児童館機能の強化
	②子ども相談窓口機能の充実 (「第6部−第1　子どもの人権の尊重」参照)
	③子ども・若者支援の推進 (「第6部−第1　子どもの人権の尊重」参照)
(4)各施設の連携	①地域子どもクラブ、学童保育所、児童館、親子ひろば等との連携
	②児童サービスの充実 (「第7部−第1　2図書館活動」参照)

5　ひとり親家庭の支援

(1)ひとり親家庭の自立に向けた支援	※ ①母子生活支援施設の活用
	※ ②生活安定、自立支援の拡充
	③日常生活、養育の支援
	④ひとり親医療費の助成

6　母と子の健康づくりの推進

(1)母子保健の充実	※ ①母子保健に関する疾病予防・健康増進事業の推進 (「第5部−第5　健康づくりの推進」参照)

(2)子どもの医療費助成の実施	①乳幼児医療費の助成
	②義務教育就学児医療費の助成
(3)小児夜間診療の実施	①小児初期救急平日準夜間診療の実施 (「第5部-第5　健康づくりの推進」参照)

7　計画の推進

(1)推進体制の整備	①「子ども・子育て会議」による評価・検証
	②「三鷹教育・子育て研究所」の活用
	③関係機関等との連携による施策の充実
(2)危機管理体制の整備	◎　①児童施設等の災害時における危機管理体制の整備

Ⅲ　主要事業

2－(1)－①　子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討

子育て支援の拠点施設として、子ども家庭支援センターの機能を強化し、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスを提供します。また、多機能型保育園及び在宅子育て支援の拠点として、駅前保育園と子ども家庭支援センターの連携を強化し、サービスの拡充を推進します。

2－(2)－①　利用者支援事業の実施

子育てしている家庭が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子ども家庭支援センターなどの身近な施設における子育て支援コーディネート機能を拡充し、地域子育て支援拠点としての機能強化を図ります。

2－(2)－②　保育所地域開放事業の充実

子育て不安を解消するために地域における子育て拠点として、引き続き保育をはじめとする栄養、保健など専門的な機能を活かした地域開放事業を推進するとともに、保育園と子ども家庭支援センターが連携し、互いに提供しているサービスを通じて利用者のニーズを検証し、地域に根差した保育園独自の新たなサービスを提供します。

3－(1)－①　民間認可保育所、小規模保育施設の開設支援

民間土地所有者が所有する用地に建物を建設したものを株式会社や NPO 法人等の保育事業者が借り上げ、国等の補助金を活用して認可保育所を開設することを支援します。また、三鷹台保育園と高山保育園の統合保育園として三鷹市社会福祉事業団が整備する「三鷹赤とんぼ保育園」について、平成 28 年4月開設に向け、支援します。

さらに、子ども・子育て支援新制度で新たに創設された小規模保育事業について、地域の保育ニーズの受け皿となる施設として開設を支援します。

3－(2)－①　幼児教育の充実と子ども・子育て支援新制度の円滑な推進

私立幼稚園について、子ども・子育て支援新制度の施設型給付への円滑な移行を支援することにより、幼児教育の充実を図り、地域の教育・保育に係る総合的な提供体制を確保します。また、私立幼稚園及び保護者への助成を継続します。

3－(2)－②　三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの策定

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、市内の保育園、幼稚園、認定こども園などの施設を問わずすべての子どもにとっての保育・教育の質が向上し、またそれらを担う保育者等の保育力の向上を図るとともに、教育委員会と連携し、小学校への円滑な移行をめざすため、三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラムを策定します。

３－（５）－①　公私連携型の運営形態を活用した民設民営保育園への移行

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、既存の公設民営保育園のうち、三鷹市社会福祉事業団に運営を委託している保育園について、新制度に盛り込まれた公私連携型の運営形態（注１）を活用し、民設民営化への移行を図っていきます。この方式を活用することにより、運営等における三鷹市との関与を明確にして保育の質を保ちながら、国と都から新たな財源確保を図ることができます。

（注１）公私連携型の運営形態：民間法人が市町村から土地や保育施設等の設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、市町村と協定を締結したうえで、保育及び子育て支援事業を行う保育園の運営形態のことです。この方式は新制度で新たに創設されました。

４－（２）－①　学童保育所の整備と効率的な運営の検討

４－（２）－②　障がい児受け入れ人数等の拡充の検討

老朽化した施設の解消及び待機児童解消のため、学童保育所の改修・整備を進めます。児童１人あたりの保育面積を確保するなど、保育環境の改善を図ります。また、入所を希望する利用者の増加に対応するため、定員の見直しや弾力的な運用、施設の転用などの検討を行い、待機児童の解消をめざすとともに、学童保育所の運営及び施設整備等に係る経費負担の適正化を図るため、学童保育所育成料の見直しや障がい児の受け入れ人数等の拡充、さらに学童保育を含めすべての児童に向けた放課後の取り組みのあり方についても検討します。

４－（３）－①　多世代交流拠点、中高生の居場所としての児童館機能の強化

児童館の利用者として、中学生や高校生の利用者が増加し、中高生世代の居場所としてのニーズも高まっていることから、児童館の機能を充実・拡大するため、開館時間の延長や、児童館の施設活用のあり方について検討します。また、社会教育会館との連携を推進し、多世代交流拠点としての機能の強化をめざします。

７－（２）－①　児童施設等の災害時における危機管理体制の整備

大地震等の災害発生時において、保育施設における子どもの安全の確保及び保護者の帰宅困難等に適切に対応するため、「災害時行動マニュアル」等を策定しました。あわせて、その他の児童施設等における子どもや保護者の安全を確保するための体制等についても検討します。

Ⅳ　推進事業

１－（１）－①　「子育て支援ビジョン」、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進

子ども・子育て会議において、行動計画の進行管理及び見直しに係る協議並びに実施の状況に関する評価及び検証を行うとともに、実施事業量を毎年度公表し、子ども・子育て支援施策を推進します。

２－（２）－③　親子ひろば事業の充実

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、引き続き親子ひろば事業を実施し、保護者同士の交流の場を提供するとともに、すくすくひろば（注１）等における各種育児講座・育児相談等を充実し、在宅子育て支援を推進します。

（注１）すくすくひろば：遊びや交流の場の提供や講習会等を行う、子育て支援施設のことです。

３－（１）－②　家庭的保育事業者（保育ママ）の拡充

子ども・子育て支援新制度で地域型保育事業に位置付けられている家庭的保育事業について、NPO 法人等が家庭的保育事業者として保育を行うこと等を含め、事業の拡充を図ります。

３－（１）－③　市立保育園等における定員の弾力運用

保育ニーズの拡大に伴う入園希望者及び待機児童の増加に対応するため、大きな改修を行わず既存の公立保育施設での運用定員の拡充を図るとともに、弾力化後の職員配置については、効果的で効率的な配置を行います。

３－（２）－③　私立幼稚園、認定こども園による子育て支援事業への支援の検討

地域における多様な保育ニーズに対応するため、地域の教育資源である私立幼稚園や認定こども園が行う子育て支援事業への支援のあり方を検討します。

３－（６）－①　適正な受益者負担のあり方の検討

認可保育園の保育料負担金については、平成 25 年４月に改定を行い、平成 27 年４月の新制度スタート時は現行の保育料の体系を維持しましたが、引き続き保育所運営に係る経費負担の適正化を図るため、在宅子育て家庭と保育施設を利用する家庭への経済的支援施策とのバランスをとりつつ、保育料負担金について検討します。

５－（１）－①　母子生活支援施設の活用

母子生活支援施設において、母子ともに安定した生活が過ごせるように、心理療法士等を定期的に配置し、母子の心のケアに取り組み、自立に向けた具体的な支援を行います。

５－（１）－②　生活安定、自立支援の拡充

自立して生活していくためには就職し、安定した収入を得ることが必要なことから、ハローワークや東京都ひとり親家庭支援センター等、国や東京都、地域の関係機関と連携し、就職に関する相談や就職に必要な技能を身につけるための支援を推進します。